

「年金資産に対する監査手続に関する研究報告」 (公開草案) の概要

公認会計士 わたなべ まさこ 渡辺 雅子
公認会計士 やまだ ひろゆき 山田 博之

1. はじめに

日本公認会計士協会は、平成25年2月1日付で、監査・保証実務委員会研究報告「年金資産に対する監査手続に関する研究報告」(公開草案)(以下「研究報告案」という)を公表した。研究報告案の原文は日本公認会計士協会のホームページで入手できる。

研究報告案は、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」等の公表や年金資産の消失事案等を受けて、①企業年金の運用対象資産や運用の仕組み・特徴等、②年金資産の实在性と評価の妥当性について深度ある監査手続を実施すべき範囲の特定、望ましい監査アプローチや監査手続、③新退職給付会計基準で求められる年金資産の内訳開示に対応した監査手続や残高確認書様式について調査・研究を行ったものである(研究報告案Ⅱ)。

年金資産の消失事案をめぐることは、本研究報告案以外にも、自主規制・業務本部 平成24年審理通達

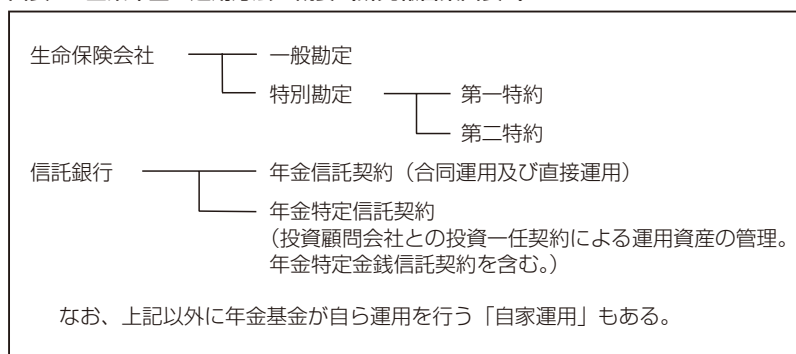
第1号「年金資産の消失に係る会計処理に関する監査上の取扱いについて」、日本公認会計士協会「年金資産の消失事案を受けての監査及び会計の専門家としての提言」、業種別委員会研究報告第9号「年金資産の運用に関連する会計監査業務等の状況に係る研究報告」、業種別委員会研究報告「年金基金に対する監査に関する研究報告」(公開草案)が公表されているので留意されたい。

本稿では研究報告案の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は私見である。

2. 企業年金の運営形態と運用の仕組み

年金資産に対する監査手続を検討するにあたっては、企業年金の運営形態や運用の仕組み・特徴等を理解する必要があり、企業年金の運用方法の概要は図表1のように整理されている。

図表1 企業年金の運用方法の概要(研究報告案図表1)



上記の運用方法のうち、年金資産受託機関*1が生命保険会社である場合の一般勘定は、元本と最低利率が保証された運用であり、他の運用の契約とは異なり、資産価格の変動に伴うリスク負担は生命保険会社側が負っている。特別勘定第一特約は、他の年金基金等の年金資産とあわせて合同運用を行う商品であり、特別勘定第二特約は、年金基金等ごと

に単独で運用を行う商品である。特別勘定第二特約では資産配分(投資方針)を生命保険会社との協議に基づき指示することができる(研究報告案Ⅲ 3.(2))。

また、年金資産受託機関が信託銀行である場合の年金信託契約には、個別の年金基金ごとに有価証券などの購入、売却が行われる直接運用と、複数の年

*1 年金資産を運用・管理し、年金給付を行う機関。具体的には生命保険会社及び信託銀行をいう(研究報告案用語集)。

金基金の資産を合同で運用する合同運用の2通りがある。年金基金等が投資顧問会社と投資一任契約を締結する場合には年金基金等と信託銀行との間で年金特定信託契約が締結される。投資一任契約は、年金基金が投資顧問会社に対して、投資判断を一任するとともに投資を行うのに必要な権限を委任する契約である。例えば、投資一任契約を結んだ投資顧問会社の運用指図を受けて信託銀行が債券や株式などの売買発注を行い、年金特定信託契約に基づく口座に運用対象が信託される。(同Ⅲ 4.(2))。

が低く、客観的な時価による評価が容易ではない場合がある。このような運用では、ヘッジ・ファンドや非上場株式などを投資対象とし、各種デリバティブの活用や私募投資信託の仕組みの利用等が行われる。

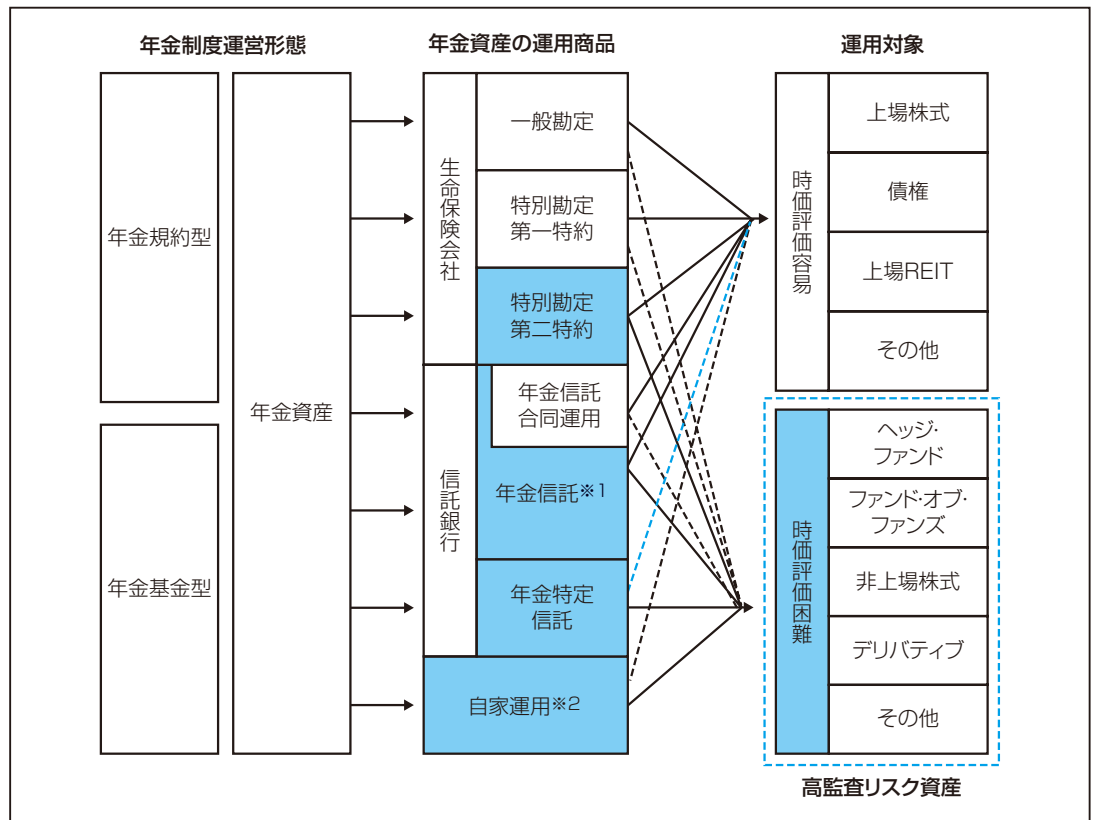
こうした実在性及び評価の妥当性の観点から監査リスクが高いと思われる運用対象（以下「高監査リスク資産」という。）は、年金資産受託機関が運用・資産管理を直接行っている一般勘定や合同運用口よりも、年金基金等の個別のニーズに応じて運用方針を設定できる特別勘定第二特約や組入れ銘柄等まで決定することができる直接運用の年金信託契約、年金特定信託契約などによる運用においてみられることがある。このため、研究報告案では、これらを中心に年金資産に対する監査手続が示されている（研究報告案Ⅳ）。

3. 年金資産に対する監査手続

(1) 研究報告案の対象範囲

いわゆるオルタナティブ投資*2と呼ばれる資産運用においては運用リスクが高く、資産の流動性

図表2 年金資産の運用商品と運用対象（研究報告案図表8）



※1 年金信託には、年金信託合同運用を通じて運用対象に投資する場合と、年金信託から運用対象に直接投資する場合（直接運用）がある。

※2 自家運用（インハウス運用）とは、年金資産の運用を年金資産受託機関や投資顧問会社などの外部に委託せず、年金基金自身が運用を行うことをいう。

*2 研究報告案では、ヘッジ・ファンド、非上場株式やそのファンド、ベンチャー・キャピタル、商品ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、各種デリバティブの活用など、上場株式や債券といった伝統的資産とは異なる投資対象や投資戦略を駆使する運用手法の総称として「オルタナティブ投資」とされている（研究報告案脚注6）。

(2) 年金資産に対する監査手続

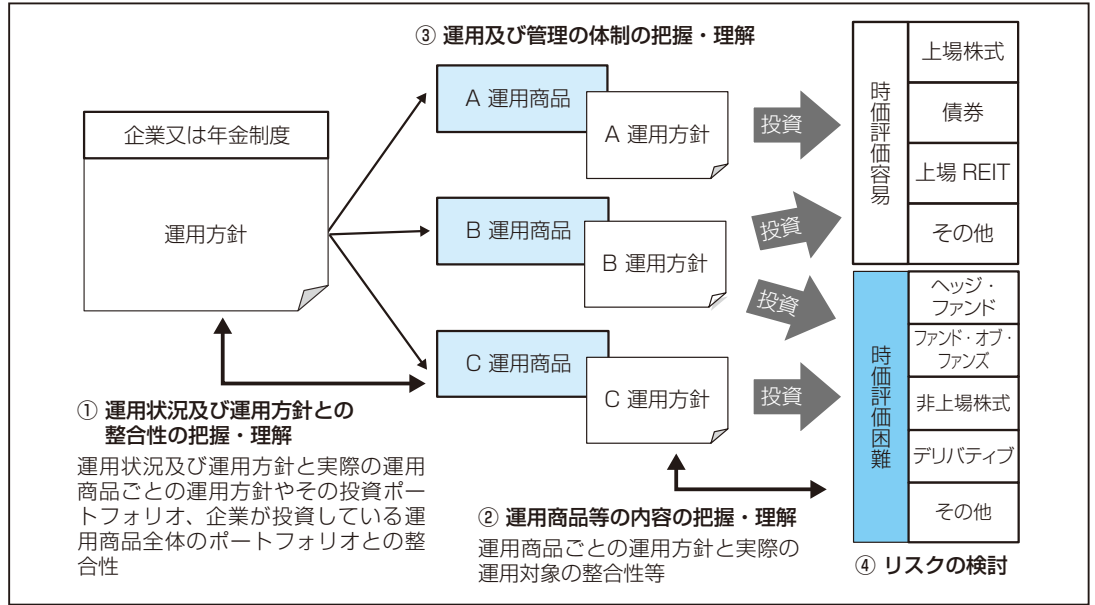
年金資産については、実在性と評価の妥当性が主なアサーションとなり、その監査手続はリスク評価手続とリスク対応手続に大別される。

リスク評価手続においては、企業のリスク評価プロセスの理解を通じて運用商品・対象の特徴や運用リスクの所在を把握し、それに応じた内部統制のデ

ザインと業務への適用を評価する（研究報告案V）。

監査人による企業のリスク評価プロセスの理解には、①運用状況及び運用方針との整合性の把握・理解、②運用商品及び運用対象の内容の把握・理解、③運用及び管理の体制の把握・理解、④リスクの把握・理解とその対応がある（研究報告案V 1.(1)、図表3参照）。

図表3 企業が実施するリスク評価プロセスの概要（研究報告案図表9）



また、企業の年金資産は外部の年金資産受託機関に対し委託業務形態で管理・運用されるため、監査人は、監査基準委員会報告書402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」に従い、委託業務関係の把握と当該業務及びその内部統制を理解する（同V 1.(2)）。

監査人は、これらのリスク評価の結果を踏まえて、市場価格が存在せず投資の評価にあたり主観的な判断の程度が高く、かつ見積りの不確実性が高い場合は、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うことを慎重に検討する。さらに、不正による重要な虚偽表示リスクが識別された場合は、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならない（同V 1.(3)）。

リスク対応手続には運用評価手続と実証手続がある。リスク対応手続の種類、時期及び範囲の決定にあたっては、企業にとって年金資産の管理・運用は委託業務であることから、十分かつ適切な監査証拠の入手先や入手可否等に留意する（同V 2.(1)）。

リスク評価の結果により内部統制のデザインが適切であると評価し、内部統制に依拠する場合には、運用評価手続を実施する。

年金資産に係る実証手続としては、①確認手続、

②分析の実証手続、③個別テスト、④専門家の業務の利用がある。①確認手続については、入手した監査証拠が実在性には適合するが評価の妥当性には十分に適合しない場合があるため、監査証拠として適合するアサーションについて十分把握・理解することに留意を要する。例えば、年金資産の評価方法や使用する仮定に専門的な判断を要する場合、年金資産受託機関が評価に関して回答を制限又は拒否する場合、公正な評価額による評価プロセスの全部又は一部を年金資産受託機関が更に外部に委託している場合などである（同V 2.(3) ①）。

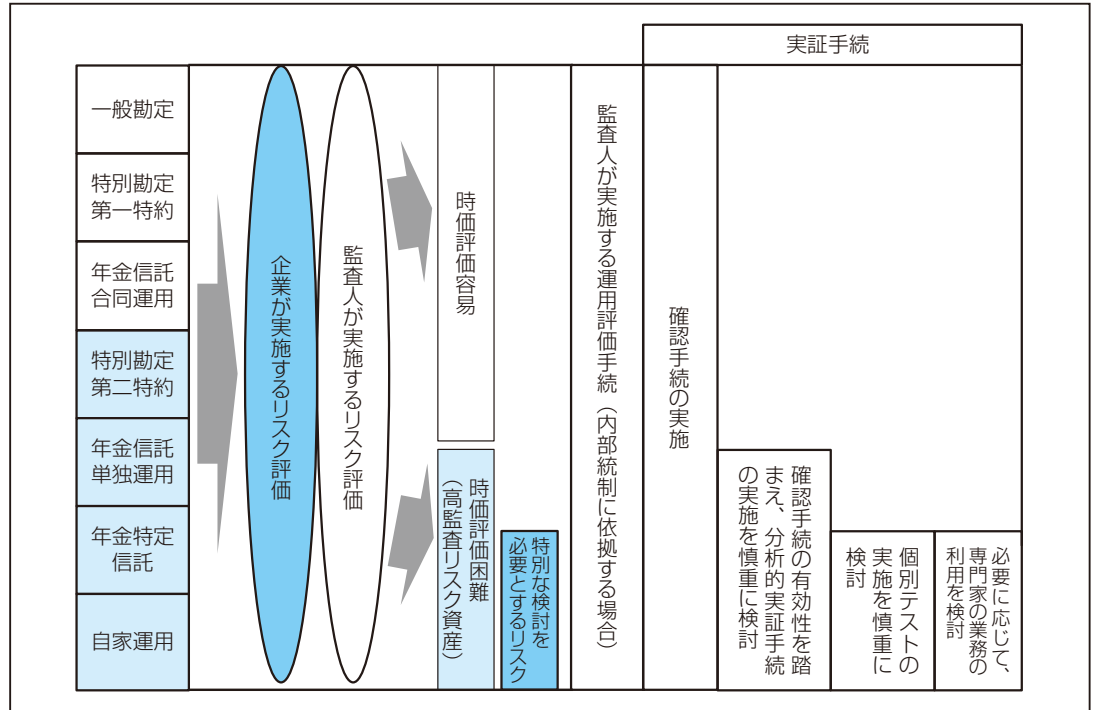
確認手続だけでは評価の妥当性について十分かつ適切な監査証拠が得られない場合には、管理運用受託会社*3が発行する運用報告書等を利用した②分析の実証手続の実施を検討する（同V 2.(3) ②）。

さらに、確認手続や分析の実証手続によっても十分かつ適切な監査証拠が得られない場合や特別な検討を必要とするリスクに対応する場合には、個別の運用商品・対象ごとに③個別テストの実施を検討する。個別テストには、運用対象に係る個別明細等に基づく実在性の検討、評価方法・前提条件の検証や評価額の再計算などがある（同V 2.(3) ③）。評価の妥当性に係る実証手続にあたっては、

*3 年金資産の運用・管理等を受託している会社。具体的には生命保険会社及び信託銀行並びに投資顧問会社をいう（研究報告案用語集）。

運用対象の特徴やスキームを把握し専門性を特定し、以上の監査手続をまとめると図表4のとおりである。たうで、④専門家の業務の利用を検討する（同V 2.(3) ④）。

図表4 運用商品・対象に係る監査リスクと実施又は検討すべき監査手続（研究報告案図表12）



4. 年金資産の内訳開示に係る監査手続

年金資産の内訳開示については、債券、株式などの種類ごとの割合又は金額の注記が求められるため、公正な評価額に対する実証手続のみならず、年金資産全般に係る開示区分の適切性、開示区分ごとの集計の妥当性の観点から監査手続を検討する（研究報告案VI 1.）。

年金資産の内訳開示に係るリスク評価手続としては、まず上記3の年金資産に対するリスク評価手続により年金資産の運用状況を理解し、この理解を踏まえて、経営者が採用する年金資産の内訳開示に関する方針を理解する（同VI 2.）。このとき、経営者による開示にあたっての集約・細分化の方針や定性情報の開示方針についても理解する（同VI 2.(1) ②）。また、注記情報の作成プロセスなど、年金資産の内訳開示に係る内部統制を理解する必要がある。

年金資産の内訳開示に係るリスク対応手続としては、確認手続が有用である。確認手続では、公正な評価額の合計額に加え、運用商品別の公正な評価額を監査証拠として入手する必要があるが、公正な評価額を入手すべき運用商品の区分は、内訳開示の区分よりも詳細であることが望ましい。経営者が採用する年金資産の内訳開示に関する方針は企業

ごとに異なることから、これに応じて残高確認書様式の確認対象項目を適宜修正する必要がある（同VI 2.(2) ①）。なお、研究報告案の付録として、確認手続にあたって用いられる残高確認書の様式例が掲げられている。

5. 研究報告案を踏まえた今後の対応

研究報告案は、平成25年3月期の監査手続において、参考に資することは原則として想定されていない。年金資産の内訳開示も平成25年3月期は要求されないことから、残高確認書の様式例は平成26年3月期以降からの利用が想定されている（研究報告案留意事項）。

しかしながら、企業のリスク評価プロセスの見直しや監査人による理解などには一定の時間を要するため、平成25年3月期の時点から企業と監査人との間で研究報告案を踏まえて議論を開始することが望ましいと考える。特に、投資一任契約があり、高監査リスク資産が多額にあるケースなどにおいては、運用報告書等を利用した分析などの対応を早めに検討することが肝要と考える。

以上